

介護保険事業者における事故発生時の報告事務取扱い要領

(平成 30 年 4 月 1 日保健福祉部長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「事業者」という。）が介護保険サービスを提供する際に、利用者に、けが・死亡事故などの事故（以下、「けが等」という。）が発生した場合において、和光市（以下、「市」という。）、利用者の家族等への報告手順を定めることにより、迅速かつ適切な解決に資することを目的とする。

(報告の根拠)

第 2 条 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）、和光市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 26 年 3 月 19 日条例第 5 号）、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 25 年 3 月 25 日条例第 6 号）、和光市指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 25 年 3 月 25 日条例第 7 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生省令第 5 号）

(報告の範囲)

第 3 条 各事業者は、次のいずれかに該当するときには別紙「事故報告書」を用いて和光市へ報告を行う。

1 サービスの提供中による、利用者のケガ又は死亡事故が発生したとき

(注 1) 「サービスの提供中」とは送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

(注 2) ケガの程度については、医療機関（施設の勤務医、配置医を含む）で受診し投薬、処置等何らかの治療を要したもの。

(注3)事業者側の過失の有無は問わない(利用者の自己過失による事故であっても、注2に該当する場合報告すること)。

(注4) サービス提供終了後において、受診もしくはケガ等が判明した場合で、その原因がサービスの提供時の受傷と疑われる場合を含む。

2 感染症、食中毒、結核及び疥癬が発生したとき

(1) 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類、新型インフルエンザ及び指定感染症等とする。

(2) (1) 以外の感染症(※)の発生等、利用者等その他にまん延するおそれのある場合も報告対象に含む。

ただし、5類感染症(新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎(ノロウイルス)等)については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年厚生労働省関係各局長通知)において施設長が市町村及び保健所に報告するものと定められている以下のいずれかに該当する場合に報告するものとする。

ア 同一の感染症又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※例：鳥インフルエンザ、レジオネラ症(4類)

3 誤薬が発生したとき

(注1) 医療機関(施設の勤務医、配置医を含む)で受診し投薬、処置等何らかの治療を要したものの。

4 利用者の外出未把握が発生したとき

5 職員(従事者)に、利用者からの預り金などの横領、個人情報の紛失等、利用者の処遇に影響のある不祥事等があったとき

6 震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により、サービスの提供に影響する重大な事故が発生したとき

7 原因を特定できないとき

8 前号以外で、特に報告を求められたとき

(事故の報告を要しない場合)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、報告を要しないも

のとする。ただし、事故の原因が第3条の5または7に該当する場合は除く。

- 1 老衰等、第三者の責に帰さない原因で死亡した場合
- 2 その他、被害または影響がきわめて微少な場合および市が事故報告書の提出を要しないとした場合

(報告先)

第5条 前条で定める事故が発生した場合の報告先は次のとおりとする

- 1 被保険者の属する保険者
- 2 事業者・施設が所在する市町村
- 3 利用者の家族（成年後見人が存在する場合は後見人）
- 4 当該利用者の居宅介護支援事業者

(報告の手順)

第6条 事故後、各事業者は、速やかに所管課へ電話で報告するとともに、別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、遅くとも5日以内を目安に提出すること。（第一報）

注1 電話の場合は連絡者の名前を名乗るとともに、所管課の受付者の名前を確認する。

注2 「速やかに」とは、社会通念に照らして、最大限の努力をして可能な範囲とする。

例1：午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、就業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う。

例2：金曜夕刻に事故が発生した場合には、月曜日朝早くに報告を行う。

- 2 事故処理が長期化する場合は、別紙様式を用いて、メールにて適宜報告をする。
- 3 事故の区切りがついたところで、別紙様式を用いて、メールにて報告する。

(報告に対する所管課の対応)

第7条 報告を受けた場合は、事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として運営指導等の必要な対応を行うものとする。

附則

この要領は、決裁の日から施行する。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。